

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、顧客、株主等すべてのステークホルダーの利益最大化及び投資家保護の観点から、コーポレート・ガバナンスの更なる充実が必要不可欠であるとの認識のもと、企業経営における透明性及び健全性向上のための経営管理組織の構築、その運営を最も重要な経営課題の一つとして位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三愛コスモス	2,000,000	38.50
OSG社員持株会	211,670	4.07
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE - AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	199,846	3.85
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	135,754	2.61
湯川 剛	121,680	2.34
湯川 大	99,000	1.91
湯川 学	99,000	1.91
畑 勝	71,500	1.38
邵 潔	71,400	1.37
吉田 春雄	68,000	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社三愛コスモス
-----------------	------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	1月
-----	----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主と取引を行う場合には、他の会社との取引の場合と同様に、市場価格や取引条件等を総合的に勘案して決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山口 克隆	公認会計士													
岡村 英祐	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 克隆				当社との利害関係は無く、公認会計士として培われた会計・財務・税務等の知識を活かし、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため
岡村 英祐				当社との利害関係は無く、弁護士として培われた法務等の知識を活かし、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

常勤の監査等委員を設置することで、取締役会のほか社内の重要会議への出席等により、十分な監査及び経営監視ができる体制が整っていると判断しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人、内部監査部門は財務報告に対する信頼性向上のため、定期的に、あるいは必要に応じて会合を持ち、それぞれの監査計画と結果について情報共有を図りながら、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

前述のほかには特記すべき該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等の一部は、業績を考慮したものであります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書にて、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しており、2021年1月期において全取締役を支払った報酬等の総額は59,410千円となります。なお、上記には役員退職慰労引当金繰入額4,820千円を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

当社の役員の報酬の決定については役員報酬規程に基づき、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法の取り扱いを取締役会で協議の上で決定しております。

当社は、平成29年4月27日開催の第47期定時株主総会の決議により、取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は年額120百万円以内(ただし、従業員分給与は含まない。)、取締役(監査等委員)の報酬限度額は年額30百万円以内とすることを定めております。

また、役員が退職する際には、役員退職慰労金規程に基づき、役員退職慰労金を支給しております。

当社の取締役(監査等委員会を除く)の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会から委任された代表取締役会長及び社長であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額の限度内で、当社の業績を勘案したうえで各取締役の職務・職責・成果などの評価をもとに、報酬額を決定しております。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は監査等委員会であり、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で決定された総額の限度内で、監査等委員会の協議にて決定しております。

当事業年度における、当社の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容については、概ね前事業年度の報酬実績を踏襲する方針の下、代表取締役会長及び社長に一任しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役には、取締役会及びその他重要な会議において、事前に資料等を配布するよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査等委員会設置会社であります。当社における業務執行、監査・監督の方法についての概要は次のとおりであります。

取締役会は、毎月開催される定時取締役会議を通じ、各関係法令、諸規則等に定められた事項、経営に関する重要事項につきまして、報告、審議、決議を行っております。また、毎月定期的に開催される拠点長会議に取締役も出席し、コンプライアンスに対する意識向上および市場環境の変化等に対する迅速かつ機動的な対応を図るため、情報の共有化、組織の緊密化に取り組んでおります。

監査等委員会は、常勤取締役1名、社外取締役2名の監査等委員である取締役3名で構成されております。常勤取締役は、取締役会及び各重要会議に出席し、経営状態、取締役会の業務執行状況等について常時把握、監査できる体制をとっております。

内部監査につきましては、代表取締役社長直轄の内部監査室(1名)が全事業所、全部署に対して、各関係法令及び社内規程等諸規則の順守状況、業務執行状況等について監査を行っております。また、必要に応じて監査等委員会、会計監査人との連携を通じて内部統制のモニタリング機能の強化を図っております。

会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任しており、会計監査業務を執行した公認会計士は、中田明氏(指定有限責任社員、業務執行社員)、須藤英哉氏(指定有限責任社員、業務執行社員)の2名であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他9名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

透明で公正な監査を行うために、専門知識を有する監査等委員(社外取締役)を2名選任しております。監査等委員会の監査機能を有効に働かせる一方で、重要な経営課題に対して、迅速な意思決定を実現する事でコーポレート・ガバナンスを実効性あるものとするために、現行の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	定時株主総会終了後には、毎回「株主懇親会」を設けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び本決算後に決算説明会を2度開催しております。	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	当社経営企画室をIR担当部署として設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はISO14001を取得しており、環境負荷低減活動を展開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保する為の体制(以下「内部統制」という)を整備する。

1. 取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

平成17年7月制定の「コンプライアンスポリシー」ならびに「コンプライアンス規程」を、役職員が法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンスの取り組みを組織横断的に統括するとともに、同委員会を中心に役職員教育、周知徹底等を行う。内部監査室は、同委員会と連携してコンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は、定期的に取締役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行動等について、従業員が直接情報提供を行う手段は、「コンプライアンス規程」に定める。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁媒体(以下文書等という)に記録し、保存する。取締役は「文書管理規程」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、品質、安全、情報セキュリティ及び輸出入管理等に係るリスクについては、業務の健全性を確保するために、担当部署にて規程、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとする。組織横断的リスク状況の監視及び全社対応は総務部が行うものとする。また、新たに生じたリスクについては、総務部で確認し、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標や目標を達成する為の施策を議論を踏まえて決定し、当事者の参画意識を高める。業務担当取締役は、その目標達成のために各部門の具体的目標及び施策を権限と責任をもって効率的に達成していく方法を定め、IT等の活用や記録等により、定例的に進捗状況をレビューし、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。内部統制担当部署は、グループ各社の業務を所管する部署と連携して、グループ各社における内部統制に関する状況を把握し、必要に応じて指導を行うとともに当社取締役会に報告する。

6. 監査等委員会がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項ならびにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、内部監査室との協議により、監査等委員の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告する。監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた内部監査室長は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けない。

7. 取締役及び従業員が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査等委員に報告をする等、あらかじめ取締役と協議して定めた監査等委員に対する報告事項について適時報告する。また、監査等委員が閲覧する資料、監査等委員が出席する会議を明確にし、取締役への周知徹底を行う。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会による取締役とのヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役社長と定期的に意見交換を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、会社の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点からの重要性を十分認識し、反社会的勢力との遮断に向けた態勢を整備するとともに、反社会的勢力による不当要求に対しては断固として拒否する。

反社会的勢力から不当要求を受けた時に、適切な助言・協力を得ることができるよう、平素より警察等の外部専門機関との連携強化を図り、不当要求には組織として確固たる意志で対決する。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応総括部署の設置状況

総務部を対応総括部署とし、関連部署との協議の上対応しております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

総務部において反社会的勢力に関する情報を一元管理しており、反社会的勢力に該当するかどうかの確認を行っております。

(4) 研修活動の実施状況

倫理規範・人権、コンプライアンスに関する研修などを平素より行い、反社会的勢力の排除に向けて啓発活動を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

